

## 統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会（第1回）議事概要

1 日時 平成20年9月5日（金）14時00分から16時00分

2 場所 総務省統計局 3階第1会議室

3 出席者

構成員：吉澤正座長、舟岡史雄座長代理、今泉典彦構成員、大橋豊彦構成員、土屋隆裕構成員  
総務省：吉崎賢介統計調査部長、飯島信也総務課長、杉山茂調査企画課長

4 議題

- (1) 懇談会の運営について
- (2) 民間開放の取組状況等について
- (3) 今後の民間事業者の活用について
- (4) その他

5 配布資料

- (1) 統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会の開催について
- (2) 「統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会」運営要領（案）
- (3) 所管統計調査における民間開放の取組状況について
- (4) 「公共サービス改革基本方針」等に基づく統計調査の民間開放についての検討状況（総務省関係）
- (5) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定作業における統計調査の民間事業者の活用についての検討状況
- (6) 統計局所管の統計調査における今後の民間事業者の活用について

参考

- (1) 平成21年経済センサス-基礎調査の概要
- (2) 平成21年全国消費実態調査の概要（案）
- (3) 経常3調査共通のコールセンター設置について
- (4) 民間開放（活用）に関する今後の予定（未定稿）
- (5) 統計委員会基本計画部会第4ワーキンググループ報告書（抜粋）
- (6) 統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会における検討状況（未定稿）

6 議事の概要

- (1) 座長に吉澤正構成員が選任された。
- (2) 懇談会の運営について、資料2のとおり了承され、座長代理に舟岡史雄構成員が指名された。
- (3) 事務局から、資料3～5について説明が行われ、その後、意見交換が行われた。

各構成員からの主な意見等は以下のとおり。

全国消費実態調査の単身世帯調査において民間事業者のモニターを活用することについて、

調査するモニターの属性や数によっては、結果に偏りが生じる恐れもある。そのため、入札を実施する際には、確保しているモニターの属性や数などをきちんと評価した上で、落札企業を決める必要がある。

家計簿調査票を電子化するに当たっては、家計診断などの機能を付加するなど、調査客体に何かしらのメリットを与えた方がよいのではないかと。また、その家計簿調査票を無料で配布するなどし、広く活用してもらおうようにすれば、全国消費実態調査や家計調査への理解が深まり、調査協力が得られやすくなるのではないかと。

今回のモニター調査が有効な結果を出したとしたら、別の統計調査においても同じようにモニター調査が可能になるかもしれない。そういった観点からも、20年2月に行った試験調査の結果や今回の調査結果をしっかりと分析してほしい。

就業構造基本調査等の民間開放の取組において、民間側が実際に費消した経費の内訳について、分析をしっかりとする必要はある。

(4) 事務局から、資料6について説明が行われ、その後、意見交換が行われた。

各構成員からの主な意見等は以下のとおり。

統計委員会の審議等を踏まえた民間事業者の活用の取組と、規制改革・民間開放推進3か年計画（閣議決定）に基づく民間開放の取組との間に矛盾が生じないようにしなければならない。

民間事業者にノウハウがある部分について、民間事業者を活用していくとのことだが、民間事業者が得意な分野やノウハウを保有している分野とは何かについて、情報収集を行う必要がある。

現在、地方公共団体が実施している調査員への調査方法の説明や調査員の研修業務について、民間事業者を活用することを検討するべき。

統計委員会第4WGの報告書において、「民間事業者の履行能力の継続的な実態把握と活用効果の検証」とある。これは非常に重要なことであるので、民間事業者の企業秘密で実態が把握できない部分もあるだろうが、履行能力や活用効果については、各府省間で情報を共有すべき。

<文責：総務省統計局（速報のため、今後、修正の可能性あり）>

以上